

No	質問	回答
1	<p>開設準備補助について 補助基準額が 5600000 円となっているが、超過した分については、事業年度に返済金として経費算入は可能か。また、開所してからの施設の備品整備、購入や修繕は補助対象経費となるか。</p>	<p>開設準備補助について超過した分を事業年度に返済金として経費への算入はできない。 開所してから必要となった経費は運営補助金として計上できる。</p>
2	<p>自主事業について 自主事業は英会話やダンスなどの付加事業以外に、保護者交流や支援が目的の活動も可能か。また実施できる時間は、運営補助金の交付対象の時間帯以外の時間は自由に設定してよいか。</p>	<p>多様な市民サービスの応えるためのサービスとして検討されている内容であれば問題ないと考えるが、正式には応募書類の確認を行い判断する。 自主事業の実施可能時間は、運営補助の対象時間帯であれば差支えない。</p>
3	<p>9 民間放課後児童クラブ施設の設置等に関する条件の(16) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う 場所と明確に区別をすること。とあるが、自主事業をする場合は場所を明確に分けるということか。</p>	<p>自主事業については、現に放課後児童クラブを行っている場所と明確に分ける必要はあるが、それ以外の場所・時間帯で自主事業を行っても差し支えはない。 但し、放課後児童健全育成事業に支障がないようにすること。</p>
4	<p>日曜日の開所などは放課後児童健全育成事業の同じ人員配置が必要か。</p>	<p>日曜日の開所について、放課後健全育成事業として運営する場合は、人員配置を合わせること。</p>
5	<p>運営補助金について 民間放課後児童クラブの運営に関する補助金 ※上記の補助金の額については、令和 6 年 3 月 31 日現在の金額であり、今後の子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)改定や宝塚市予算状況等により金額が変更となる場合があるため留意すること。とあるが、補助金の額の変更はいつごろを予定されているか。</p>	<p>現時点で変更の予定はないが、変更となる場合、市の予算策定の時期となる。 ただし、運営補助金の変更にあたっては、可能な限り情報提供を行うこととする。</p>
6	<p>保育料について 保育料はおやつ代は、宝塚市の放課後児童クラブと同額とする必要があるか。また、保険や連絡アプリ導入などの費用を保育料とは別に徴収してもよいか。</p>	<p>保育料については、宝塚市が定めた育成料と同額とする。おやつ代については、特に定めていない。 保険料や、連絡アプリの利用料等、個人にかかる費用については保育料と別に徴収してもよい。連絡アプリ導入費については、保護者負担分を除き、補助対象経費として計上することができる。</p>

7	<p>児童の専用スペースについて</p> <p>※児童一人当たり専用スペースを概ね 1.65m<sup>2</sup>確保すること。なお、児童一人当たりの専用スペースとは、共有スペースを除く、放課後児童健全育成事業実施のための専用スペースを定員数で除した面積とする。とあるが、共有スペースとは、宿題や遊びをするスペース以外の、トイレや手洗い場、静養室の事を指すのか。その他に挙げられる共有スペースがあれば教えてほしい。</p>	<p>児童が過ごす保育室以外はすべて共有スペースとして考えること。</p> <p>また、保育室内においても、机や棚などを配置している部分についても児童の専用スペースから除くこと。</p>
---	---	---